

会津若松合同庁舎の場所

普通自動車税の障がい者の減免の窓口

会津地方振興局県税部



965-8501

会津若松市追手町7-5

県税部の電話番号 0242-29-5261

申請する日付に注意を！

毎年課税される自動車税を減免する場合は、申請する年度の4月1日から納期限までの受付になります。また、生計同一証明（障がい者のために運転する旨の証明）の有効期間は2ヶ月ですので、申請する日付にご注意ください。

取得税については、登録と同時に減免になります。登録後に取得税の減免はできません。